

新型コロナウイルス関連情報（感染者の隔離期間の変更）

令和4年7月8日

●7月7日、当国保健総局（DGS）は、新型コロナウイルス感染者に対する隔離期間を以下のとおり変更する旨公表しました。詳細は以下を御確認ください。

- ・新型コロナウイルスに感染し、無症状もしくは軽症者の隔離期間を5日間とする。
- ・新型コロナウイルスに感染し無症状もしくは軽症であるが、入院もしくは高齢者施設に居住している者の隔離期間は7日間とする。
- ・新型コロナウイルスに感染し中等症である者の隔離期間は10日間とする。
- ・新型コロナウイルスに感染し重症である者の隔離期間は20日間とする。ただし、10日目に抗原検査を行い陰性となれば、その時点で隔離は解除。
- ・新型コロナウイルスに感染し免疫系統に異常のある者の隔離期間は、その都度医師と相談の上決定される。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご本人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の提出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者に御案内いただきますようお願いいたします。